

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「この法人」という。)定款第5章に基づき、この法人の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎会計年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の

日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。

3 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手續)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、各役員に対して

招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第6条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招

集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事

事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開

催することができない。

(議題の付議)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第11条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補

助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第12条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第13条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があった

ものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(採決の方法)

第14条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、会長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第 15 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 16 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第 17 条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 19 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

(議事の報告)

第 20 条 会長は、欠席した理事及び監事に対して、議事の結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(会長の専決事項)

第 21 条 定款第 27 条第 1 項に定める会長が専決できる「日常の業務として理事会の定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 職員の任免

(2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

(3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められる

もの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人

運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について会長個人が特別

の利害関係を有する場合は、理事会において選任する理事が専決する。

(4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任す

る他の理事が専決する。

(5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について

会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(8) 予算上の予備費の支出。

(9) 福祉サービス利用者の日常の処遇に関すること。

(10) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

2 前項第5号から第7号で定める会長が専決することができる金額は1,000万円を超えないものとする。

(権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、廃止又は改正に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 定款第34条3項に定める職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた

めの体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体

制をいう)の整備

(6) 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除

(7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第23条 会長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第24条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局に事務処理の担当者を配置し、事務局長がこれにあたる。

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月7日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月30日に改正し、定款認可の日(平成18年10月11日)から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月26日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月27日に改正し、平成21年2月17日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年9月1日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成23年9月1日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月1日に改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月5日に全部改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月10日に改正し、施行する。